

工事現場に掲げる標識類について

令和7年4月

大垣市

工事現場に掲げる標識類について

建設業法等により、請負業者は工事現場における標識類の掲示が義務付けられています。

主な標識類は以下のとおりで、種類により掲示義務の発生条件、掲示場所が異なります。

- 1 建設業の許可票
- 2 労災保険関係成立票
- 3 解体工事業者登録票（対象工事の場合）
- 4 施工体系図
- 5 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示
- 6 建設業退職金共済（建退共）制度適用事業主の現場標識
- 7 再生資源利用（促進）計画の掲示（対象工事の場合）
- 8 道路使用許可証の掲示
- 9 有資格者票（掲示が望ましい）
- 10 作業主任者票
- 11 緊急時連絡体制表
- 12 安全管理組織図
- 13 事前調査結果及び建築物等の解体等の作業に関するお知らせに係る掲示（対象工事の場合）
- 14 産業廃棄物保管場所（対象工事の場合）
- 15 その他（関係法令の許認可標識） ※該当法令に準じ掲示

1 建設業の許可票

- (1) 掲示場所
工事現場の公衆の見やすい場所
- (2) 標識寸法
(縦)25 cm以上 × (横)35 cm以上
- (3) 掲示根拠
 - ・建設業法 第40条
 - ・建設業法施行規則 第25条第1項、第2項
- (4) その他
 - ・元請の会社は掲示すること。下請の建設業者については掲示を要しません。
 - ・許可内容を明らかに誤認させるような表示は、業法で禁止されているので注意が必要。(建設業法第40条の2)

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
監理 主任 技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号		国土交通大臣 知事許可()第 号	
許可年月日		令和 年 月 日	

2 労災保険関係成立票

(1) 掲示場所

工事現場の公衆の見やすい場所

(2) 標識寸法

- ・ (縦) 25 cm 以上 × (横) 35 cm 以上
- ・ 地色 白
- ・ 文字 黒

(3) 掲示根拠

- ・ 労働者災害補償保険法施行規則 第 49 条
- ・ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 第 77 条

労 災 保 険 関 係 成 立 票	
保険関係成立年月日	令和 年 月 日
労働保険番号	
事業の期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
事業主の住所氏名	
注文者の氏名	
事業主代理人の氏名	

※ 保険関係成立年月日・・・会社設立当時、会社が保険関係成立届を労働監督署に届けた日。

【運用として、各工事の工事着手した日でもかまわない。※労基署】

3 解体工事業者登録票

- (1) 掲示場所
工事現場の公衆の見やすい場所
- (2) 標識寸法
(縦)25 cm以上 × (横)35 cm以上
- (3) 掲示根拠
 - ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
 - ・ 第 21 条（解体工事業者の登録）、第 33 条（標識の掲示）
- (4) その他
 - ・ 土木工事業、建築工事業又はとび、土工工事業の建設業許可を持たない者が解体業を営もうとする場合は、元請・下請けに係わらず解体工事業者の登録と、解体時業者登録票の掲示が必要
 - ・ 登録は、解体工事を行う区域を管轄する都道府県ごとに必要

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登 録 番 号	
登 録 年 月 日	平成 年 月 日
技術管理者の氏名	

4 施工体系図

(1) 掲示場所

工事関係者が見やすい場所及び工事現場の公衆の見やすい場所
(両方を兼ねることも可)

(2) 標識寸法

規定なし (読みやすい大きさにすること)

(3) 掲示根拠

- ・建設業法 第24条の8第4項
- ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第15条第1項

記入例

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工務を記入

施工体系図

元請名・事業番号: 〇〇〇〇事務所
工事名称: 国補〇〇第〇〇-〇〇-〇〇〇-〇-〇〇〇号
(補正工事(AAA)棟)

元請名・事業番号: 〇〇〇〇
監督員名: 〇〇 〇〇
監理技術者名: 〇〇 〇〇
監理技術者補佐名: 〇〇 〇〇
専門技術者名: 〇〇 〇〇
担当工事内容: 電気工事
専門技術者名: 〇〇 〇〇
担当工事内容: 電気工事

作成建設業者が監理した監理(主任)技術者の氏名を記入

作成建設業者が専門技術者を置いた場合に氏名及び担当する工事内容を具体的に記入

作成建設業者が統括安全衛生責任者を置いた場合に氏名を記入

元方安全衛生管理者 〇〇 〇〇

作成建設業者が元方安全衛生管理者を置いた場合に氏名を記入

副会長 〇〇 〇〇

〇参考
・専門技術者は、土木一式工事又は建築一式工事を請け負った業者が、その一部を自ら施工する場合等に配置する必要があります。(建設業法)
・統括安全衛生責任者は、特定元方事業者の従業員と関係請負人の従業員合計が50人以上(すい建設、一定の橋梁建設など特定の工事では30人以上)の場合、選任する必要があります。(労働安全衛生法)
・元方安全衛生管理者は、統括安全衛生責任者を選任しなければならない場合において、事業者が選任する必要があります。(労働安全衛生法)
・安全衛生責任者は、特定元方事業者(元請)が統括安全衛生責任者を選任しなければならない場合において、仕事を自ら行う関係請負人(下請負人)が各々選任する必要があります。(労働安全衛生法)

【一次下請】
【二次下請】
【三次下請】
【四次下請】

下請負人が請け負った建設工事の具体的な内容を記入

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工務を記入

下請負人の建設業の商号名称を記入
建設業法第77条第7項を適用する場合にはIDを記入

下請負人の建設業の許可番号を記入

下請負人の建設業許可の種類(一般建設業or特定建設業)を記入

下請負人が安全衛生責任者を置いた場合に氏名を記入

下請負人が主任技術者を置いた場合に氏名を記入
特定専門工事(下請代金の合計額が5,500円未満の「鉄筋工事」及び「型枠工事」)の該当の有無を記入

下請負人が専門技術者を置いた場合に氏名及び担当する工事内容を具体的に記入

〇注意事項

- 1 建設業法では施工体系図の様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
- 2 記入欄の着色部は、建設業法施行規則で定められた記載事項です。
- 3 説明書きに着色がないものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
- 4 下請負人が建設業の許可を受けていない場合には、下請負人に関する主任技術者及び専門技術者等については、記載不要です。
なお、建設業の許可を受けている場合には、特定専門工事に該当する場合を除き、金額に関わらず主任技術者の配置が必要です。
- 5 公共工事で下請負契約を締結した場合は、全ての工事で施工体系図の作成が必要です。

5 再下請通知に関する通知

- (1) 掲示場所
工事現場の見やすい場所
- (2) 標識寸法
規定なし
- (3) 掲示根拠
建設業法施行規則 第14条の3

下請業者への書面通知(例)

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、

① 建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

② 貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成特定建設業者の商号 ○○建設（株）

再下請負通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション／△△営業所

または

現場への掲示文(例)

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション／△△営業所まで、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を提出してください。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を提出してください。

○○建設（株）

6 建退共事業主の現場標識

(1) 掲示場所

現場事務所及び工事現場の出入り口など見やすい場所

(2) 標識寸法

大（A3判）又は小（A4判）のシールのいずれか

(3) 掲示根拠

- ・建退共制度改善方策について

（厚生労働省、国土交通省、建退共本部）H11.3.18

- ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針
第2入札及び契約の適正化を図るための措置5（5）のハ

(4) その他

電子申請方式を採用した工事現場には、①に加え②も掲示すること

① 建退共適用工事

建退共適用工事

現場で働く方は、雇用主が建退共に加入していれば、**退職金を受け取ることができます。**

工 事 名	発 注 者 名
元請事業所名	共済契約番号

労働者の方へ
現場での出勤に応じて金額雇用主が給付されます。実績は建退共本部で
清算され、毎月15日までに、建退共本部で働くことのできる方などに、
退職金を受け取ることができます。ご自身の勤務に付した金額が支払われているか、
共済手帳の定率手帳の欄に記されているか定期的に確認してください。

事業主の方へ
建退共の制度があり、建退共本部に加入していますので未加入の事業主は加入しましょう。
制度を正しく理解して、毎月建退共本部での給付が停止となります。
建退共本部では、お支払の滞りや未加入の事業主がなくなり、制度が円滑に
実施されるよう努めます。建退共本部に加入し、建退共本部に加入してください。

建退共本部へお問い合わせは、建退共本部へお問い合わせください。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 **建退共事業本部**

A 3 版

**この工事の元請事業主は
建退共に加入しています**

この現場で働く方で雇用主が建退共に加入している場合
退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう。
建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう。
事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう手帳の更新を忘れずに。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建退共 支部

A 4 版

② 電子申請方式

**この工事現場は、建退共の
掛金を電子申請方式により
納付しています。**

労働者の皆様へ
この工事現場で働いた分の証紙は共済手帳に貼付付られますが、毎月15日に
掛金は、毎月15日の給与振込により自動的に現金で納付されます。納付状況は雇用主へ
通知しておりますので、必要に応じてご確認ください。

雇用主の皆様へ
元請事業主を通じて納められた掛金の納付状況は、雇用主の方も電子申請方式を利用さ
れていれば、建退共のホームページ上にある電子申請専用サイトで確認することができま
す。労働者の方から納付状況についての問い合わせがありましたら、それぞれの納付状況
をお知らせください。

建退共本部へお問い合わせは、建退共本部へお問い合わせください。

電子申請方式に関するお問い合わせは、建退共本部へお問い合わせください。

建退共本部 電子申請方式専用ヘルプデスク:0120-006-175

8 道路使用許可証

(1) 掲示場所

工事現場の公衆の見やすい場所

(2) 標識寸法

許可証の写し等で、確認しやすい大きさ

(3) 掲示根拠

- ・ 道路交通法 第 77 条 第 1 項の規定
- ・ 道路使用許可条件

(4) その他

大垣市においては、工事看板に許可番号等を掲示し、道路使用許可証は現場代理人等が携帯すること

道 路 使 用 許 可 申 請 書					
年 月 日					
大 垣 警 察 署 長 殿					
住 所 申 請 者 氏 名					
道路使用の目的	○○○○工事				
場 所 又 は 区 間	大垣市 ○○ 町 ○○				
期 間	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ○ 時から 令和 ○ 年○月○日 ○				
方 法 又 は 形 態					
添 付 書 類					
現 場	住 所	大垣市丸の内○丁目○○			
	氏 名	○○建設(株) 現場代理人 ○○	電話		
第 号 道 路 使 用 許 可 証 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">条件</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table> 年 月 日 警 察 署 長				条件	
条件					

(1) 揭示場所

(2) 標識寸法

規定なし

(3) 揭示根拠

- ・労働安全衛生法 第 59 条 第 3 項（安全衛生教育）
- ・労働安全衛生規則 第 36 条（特別教育を必要とする業務）
- ・労働安全衛生法 第 61 条（就業制限）
- ・労働安全衛生法施行令 第 20 条（就業制限に係る業務）

1. アーク溶接作業の特別教育を受けた者以外は、作業に従事しないこと。
2. 感電防止用漏電しゃ断器のついた回路に電源を接続し、機体アースを確実に取り付けること。
3. 作業前に電導ホルダーの絶縁物の破損、スパッタの付着がないか点検すること。
4. 接続部等に充電部分の露出等がないか点検すること。
5. 自動電撃防止装置の機能が正常か点検すること。
6. 作業にあつては、しゃ光面、保護手袋を必ず使用すること。
7. ホルダーは地面に放置しておかず、必ず木箱等の絶縁物の上におき、かつ、電導をとりつけたまま、放置しないこと。
8. 雨天時、作業終了時等には必ず防雨覆いをする。
9. 降雨時は、屋外溶接作業を行わないこと。
10. 作業中断時、作業終了時には、必ず電源スイッチを切る。

作業資格者
氏 名

資 格	会 社 名	氏 名
-----	-------	-----

[illegible]

10 作業主任者票

(1) 掲示場所

作業場の見やすい場所

(数が多い場合は、職務を併記した一覧表でも可)

(2) 標識寸法

規定なし

(3) 掲示根拠

- ・労働安全衛生法 第14条（作業主任者）
- ・労働安全衛生規則 第18条（作業主任者の氏名等の周知）

型枠支保工の組立て等 作業主任者の職務

1. 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
2. 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

作業主任者氏名

+ 作業主任者一覧表

下記の者は当作業場に於ける労働安全衛生法、第14条及び同規則247条、360条、566条、375条等に於て定められた、当作業場に於けるそれぞれの作業主任者である。

作業種別	所属会社名	主任者氏名	講習修了証番号
足場の組立解体変更作業			
足場の組立解体変更作業			
足場の組立解体変更作業			
型枠支保工組立作業			
型枠支保工解体作業			
土留支保工組立解体作業			
地山(2m以上)掘削作業			

作業主任者の主たる職務

- (1) 関係作業場における安全教育(ツールボックスミーティング)の徹底。
- (2) 作業の方法ならびに作業員の配置を決定し、作業を直接指揮すると共に作業の進行状況を監視するものとする。
- (3) 各材料の欠点の有無、器具、工具、保護帽、及び命綱の機能を点検し不良品を取り除くこと。
- (4) 作業中、命綱および保護帽の使用状況を監視し、関係作業者に着脱せしめること。
- (5) 当該作業中、関係作業員以外の作業箇所への立入禁止の措置を行うこと。
- (6) 当該作業個所で、労働災害発生の急迫した危険があるときは直ちに作業を中止し、作業員を退避させる等必要な措置を行うこと。

作業所

11 緊急時連絡体制表

(1) 掲示場所

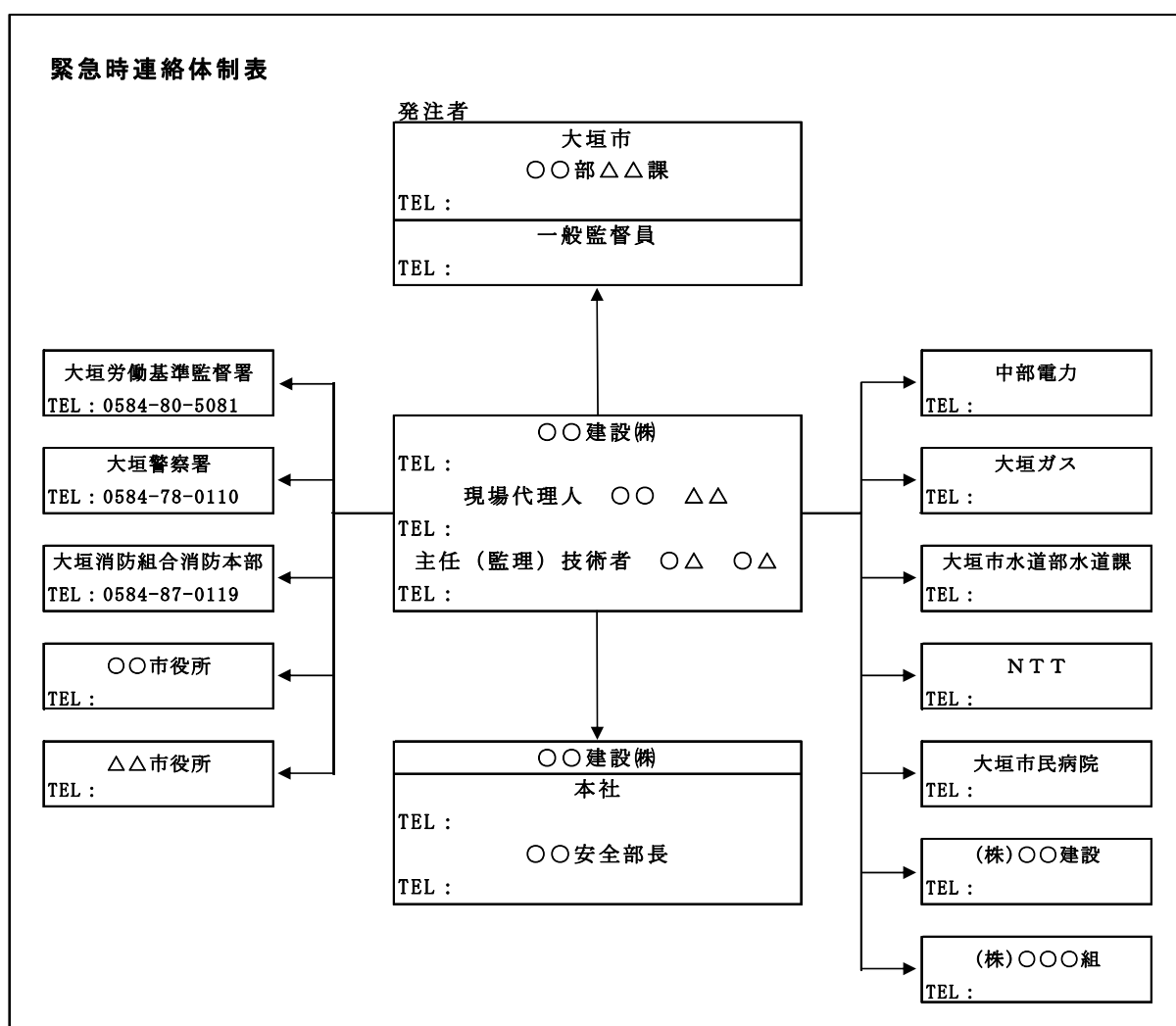
事務所、詰所等の見やすい場所（関係連絡先、担当者及び電話番号を記入する）

(2) 標識寸法

規定なし

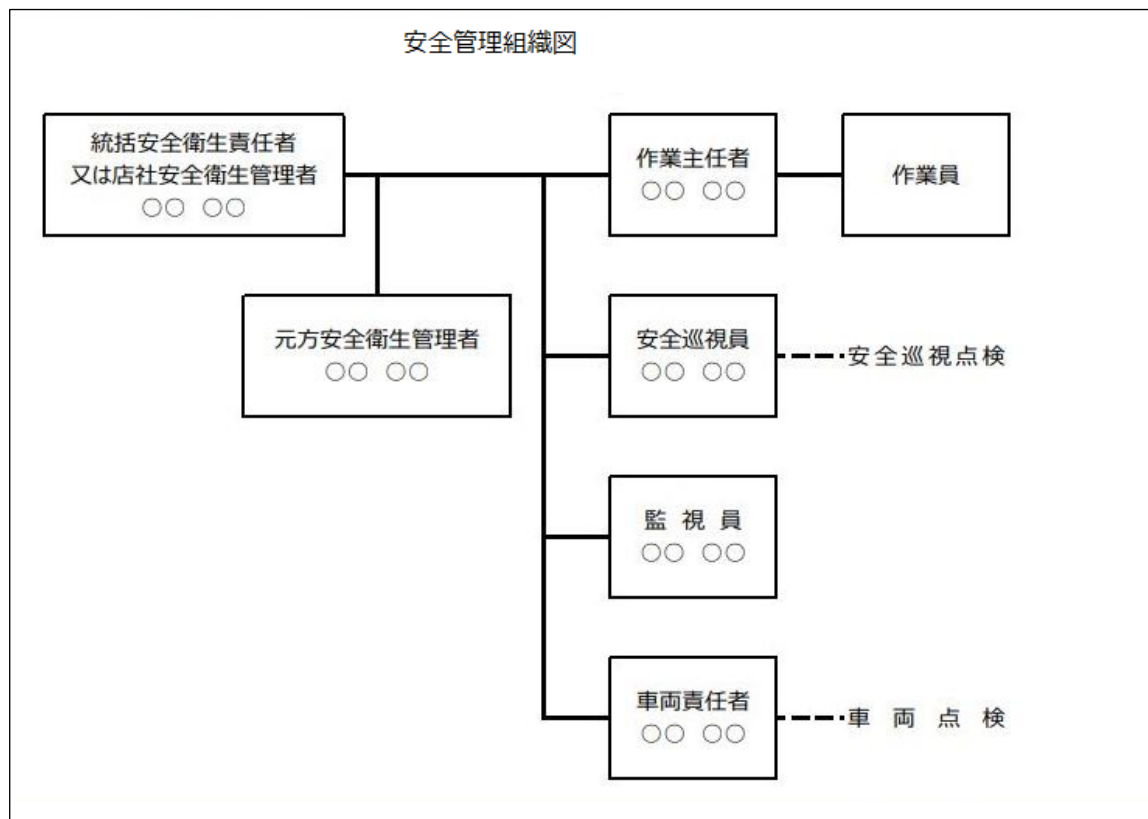
(3) 掲示根拠

- ・ 労働安全衛生規則 第 642 条の 3
- ・ 国土交通省土木工事安全施工技術指針 第 4 節工事現場管理 5 (3)



12 安全管理組織図

- (1) 掲示場所
作業場の見やすい場所
- (2) 標識寸法
規定なし
- (3) 掲示根拠
労働安全衛生規則 第12条の4
- (4) その他
施工体系図に工事作業所災害防止協議会兼施工体系図の様式を使用し、掲示している場合は掲示不要



13 事前調査結果及び建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

(1) 掲示場所

工事現場の公衆の見やすい場所

(2) 標識寸法

(縦)29.7 cm以上 × (横)42 cm以上 又は
(縦)42 cm以上 × (横)29.7 cm以上 (A3用紙程度)

(3) 掲示根拠

① 事前調査結果の掲示

- ・大気汚染防止法第18条の17第4項
- ・大気汚染防止法施行規則第16条の9及び第16条の10

② 建築物等の解体等の作業に関するお知らせの掲示

- ・大気汚染防止法施行規則第16条の4第2項

別記様式第1号 (第6条関係)

解体工事のお知らせ

この建築物を、下記のとおり解体します。

1 工事概要	
解体工事の名称	
発注者等	住所 大垣市丸の内2丁目29番地 氏名 大垣市長 石田 仁 (担当: ○○課 ○○)
敷地の位置 (位置表示)	大垣市 ○○○ ○丁目 ○○番地
建築物の概要	構造 階数 地上 階 地下 階 高さ m 延べ面積 m ²
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
標識設置年月日	年 月 日
2 石綿等使用状況の事前調査結果 別紙のとおり	
3 問合せ先	
住所	
氏名	担当者
電話番号	()

この標識は、文京区建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱第6条第1項の規定により設置したものです。

※標識の大きさは、日本産業規格A列3番以上とすること。



建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告^{※1}、労働安全衛生法第69条第3項(労働安全衛生法第90条第5号の2の規定による針状の塵埃及び大気汚染防止法第18条の17第1項1項並びに針状の塵埃の健康と安全を確保する環境に関する法律第14条第1項の規定による作業実施の届出)を行っております。
石綿障害予防規則第3条第4項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第10条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称	労働安全衛生法第69条第3項(労働安全衛生法第90条第5号の2の規定による針状の塵埃及び大気汚染防止法第18条の17第1項1項並びに針状の塵埃の健康と安全を確保する環境に関する法律第14条第1項の規定による作業実施の届出)を行っております。
報告年月日	年 月 日
報告者	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
報告場所	住所
調査方法	調査方法の概要(調査箇所)
調査結果	調査結果の概要(部分と特定建築材料の種類)
石綿含有率	石綿使用なし(記入例 ※提示サイズは(横)420mm以上、(縦)297mm以上)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。^{※1}
大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づき調査結果を知らせします。

事業場の名称	労働安全衛生法第69条第3項(労働安全衛生法第90条第5号の2の規定による針状の塵埃及び大気汚染防止法第18条の17第1項1項並びに針状の塵埃の健康と安全を確保する環境に関する法律第14条第1項の規定による作業実施の届出)を行っております。
報告年月日	年 月 日
報告者	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
報告場所	住所
調査方法	調査方法の概要(調査箇所)
調査結果	調査結果の概要(部分と特定建築材料の種類)
石綿含有率	石綿使用なし(記入例 ※提示サイズは(横)420mm以上、(縦)297mm以上)

※1: 調査結果の報告(部分と特定建築材料の種類)の種別、判断根拠

調査結果の報告に基き「石綿含有なし」に判断された
①数字は、以下の判断根拠を基に
①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明
⑤材料の製造年月日

その他必要な事項
調査結果の報告に基き「石綿含有なし」に判断された
①数字は、以下の判断根拠を基に
①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明
⑤材料の製造年月日

注)工事に係る部分の床面積の合計が95㎡以上の建築物の解体工事、積算金額100万円以上の建築物の取壊等工事等の場合

14 産業廃棄物保管所

- (1) 掲示場所
保管施設の出入口等、見やすい場所
- (2) 標識寸法
(縦)60 cm以上 × (横)60 cm以上
- (3) 掲示根拠
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第8条（産業廃棄物保管基準）、第8条の13（特別管理産業廃棄物の保管基準）
- (4) その他
保管場所周囲には囲いを設けなければならない

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	
管 理 者 (又は名称)	
連 絡 先	
廃棄物保管の高さ (屋外で容器を用いずに保管する場合)	
廃棄物保管数量	
無 断 立 入 禁 止	